

ガバナンス・ コンプライアンスの強化

TOYO TIRE の SDGs

(2030 年のあるべき姿)

- 強靱なバリューチェーンを構築することで、気候変動に由来する極端な気象現象による社会影響の最小化に貢献する。

優先的に取り組むべき課題

- コーポレート・ガバナンスの強化
- コンプライアンス最優先意識の浸透向上

優先的に取り組むべきと考える理由 (機会とリスク)

TOYO TIRE は、気候変動や人口構造の変化、地球規模で拡大する感染症の発生など、将来の不確実性が高まる中、100 年に一度という自動車業界の一大変革期を乗り越え、グローバルに事業を成長させていくためには、経営の透明性の確保と組織内の公正性を追求することが重要と考えています。そのためにはさまざまなステークホルダーに対する責任を負っていることを認識し、適切な経営体制の維持とコンプライアンス最優先意識の浸透向上を行うことが必要であり、優先的に取り組むべき課題と位置づけています。

2019 年度の重要な取り組み

- サステナビリティ推進のためのガバナンスの強化
- 経営基盤のさらなる強化を目的とした組織変更
- コンプライアンス最優先意識の強化

マネジメント手法

方針

TOYO TIRE は、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を目的として、コーポレートガバナンス・コードの原則を適切に実践しています。株主の権利・平等性を確保し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、および対話に努め、そのための適切な情報開示と透明性の確保に取り組んでいます。取締役会においては、株主に対する説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、収益力の向上、資本効率の改善等を図る役割・責務を適切に実践しています。

また、理念において、常に社会のために正しい仕事を通じて役に立つことを判断基準の第一義に置き、公正な心で人と仕事に向き合い、公明正大に行動することを掲げています。その理念の体現に必要なコンプライアンスの強化の取り組みにおいて、誠実に事業活動を行うためのグループ各社共通の行動原則として「TOYO TIRE グループ企業行動憲章」を、そして役員・従業員一人ひとりが企業行動憲章を実践するために「TOYO TIRE グループ行動基準」を定め、グループ全体への浸透を図っています。また国連グローバル・コンパクトの 10 原則を支持する「腐敗行為・贈収賄行為の防止に関するグローバル方針」を策定し、公正性と透明性の確保に努めています。

「腐敗行為・贈収賄行為の防止に関するグローバル方針」について、詳細は Web サイト (https://www.toyotires.co.jp/csr/pdf/anti-bribery_ja.pdf) をご参考ください。

目標

企業理念の浸透とコンプライアンスレベルの向上により、経営の透明性を高め、専門性の高い実効的なコーポレート・ガバナンスを目指します。

責任 (2020 年 4 月現在)

コーポレート統括部門管掌執行役員

コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンス体制として、意思決定・監督機関である「取締役会」、執行の意思決定機関である「経営会議」、分野別の審議・協議機関である「各種専門委員会」、そして取締役会および取締役の職務執行の監査機能を果たす機関として「監査役会」があり、それぞれ機能を十分発揮できる体制を整えています。

また、2020 年 2 月には取締役の人事・報酬に関する取締役会の諮問機関として、「指名報酬委員会」を設置しました。そして 2020 年 3 月 27 日開催の第 104 回定時株主総会において、

社内取締役は当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とした、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権制度を導入することを決議しました。なお、当社は利益相反を適切に管理しています。当社が選任した社外取締役は一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として届け出ています。また取締役会に関して定期的に外部評価を実施することで、取締役会および各委員会の機能性と実効性を確保しています。

内部統制システム

会社法に基づき、内部統制システムの構築に関する基本方針を取締役会で決議し、体制の整備を図っています。基本方針については、経営環境の変化などに応じて毎年見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めています。

なお、当社グループの子会社および関係会社に対しては、相互にその独立性を尊重しつつ、グループとしての業績向上および事業繁栄を目指す上で、必要なガバナンスの強化を目的として「関係会社管理規定」を定め、管理部署、管理責任者を明確にし、業務の効率化と管理の適正化を確保しています。

CSRの重点テーマにおけるガバナンス機関の役割

CSRの重点テーマに関する取り組みに対するガバナンスを強化するため、取締役会から業務執行に関する権限を委任された経営会議（議長：社長）が当社グループのサステナビリティマネジメントを推進する体制を構築しています。

当社グループの持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）および各重点テーマのインパクト、リスク、機会の特定と、アクションプラン（方向性、目標・ターゲット）の策定は、経営会議の承認のもと設置した全社横断型のワーキンググループ（WG）において議論し、コーポレート統括部門管掌執行役員がその内容を集約して、経営会議へ報告します。なお、WGで議論される各テーマのプロセスの有効性は経営会議報告時に審議、評価します。WGで策定した戦略、方針を、関係する専門委員会が事業計画に反映し、各業務執行部門における計画の進捗状況を経営会議で管理します。

各重点テーマの取り組み状況についてはCSR報告書として年1回情報を開示しています。その内容については開示前に各重点テーマの責任者である各部門管掌の執行役員がレビューを行い、コーポレート統括部門管掌執行役員が最終承認を行います。

また、各重点テーマに関するステークホルダーとの協議は、関係する組織担当レベルが実施しており、協議の結果についてコーポレート統括部門管掌執行役員が集約し、必要に応じて随時全社で共有します。

〈ガバナンス構造〉（2020年4月時点）



コンプライアンス推進体制

当社グループにおいて、当社社長がコンプライアンスを統括する責任者として、コンプライアンスを経営における最優先事項とし、コンプライアンス体制の整備および改善に努めています。

コンプライアンスの推進に関する協議・検討機関として、専門委員会の一つにコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスオフィサー制度のもと、チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）、コンプライアンスオフィサー（CO）およびコンプライアンスリーダー（CL）が主体となり、コンプライアンスの推進を図っています。

コンプライアンス事案（またはその疑い）がCOに報告されると直ちに調査対応する仕組みです。調査対応が図られ再発防止策まで実施された事案から社内公表されており、身近に同様の事案がないかの調査および事案の横展開、法令または社内ルールの再確認、同様の事案が発生した場合の対処方法および再発防止策の参考などに活用しています。

コーポレート・ガバナンス

理念の浸透

TOYO TIREは2017年1月1日付で、全ての役員および従業員が仕事の基軸とする新たな理念を制定し、全従業員への浸透施策を展開しています。

理念では、当社グループが大切にしていきたい思い、考えを「言葉」に示しています。

将来にわたって継承し続けていく大切な創業の精神として「社是」をその最上位概念として位置づけ、社会における自らの存在意義を「私たちの使命」として言葉で定義し、それを果たすために目指すべき企業像を「私たちのありたい姿」として明文化しました。そして、全ての役員・従業員が等しく大切にしていきたい考えの拠りどころとして「私たちの持つべき価値観」を定めました。

理念浸透施策として、各種社内研修の最初のプログラムとして理念講義を導入しています。また2019年度は役員・本部長向け、および部門長向けの研修を実施しました。部門長向け研修では、職場にビジョンや戦略を浸透させることの重要性を理解するためのケースワークのほか、各職場の理念浸透の取り組みを紹介し合うグループワークを行いました。研修を通じて他部署の状況や課題を共有でき、理念浸透への意識が高まる有意義な機会となりました。

理念制定から3年がたち、ようやく社内で理念に対する認知・理解の高まりを実感できるようになってきましたが、今後も意識せずとも理念を体現できている状態を目指し、浸透活動を推進します。

取締役会の取り組み

当社は、取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っています。2019年度は臨時も含め18回開催しました。また、社外取締役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、活発に議論を交わして、経営の監視・監督に努めています。

当社では、2017年度から、全取締役・監査役に対して、取締

役会の運営・構成・活動等に関する記名式アンケートを実施することにより、取締役会全体の実効性について分析および評価を行っています。公正性を担保するため、アンケートの集計と分析および評価は第三者に委託しております。第三者評価の結果を踏まえて、さらに取締役会の機能向上を図っていきます。

また、2020年2月19日付で、取締役の人事・報酬等に関する事項について審議し、取締役会に対して助言・提言・答申を行う取締役会の諮問機関として、任意の指名報酬委員会を設置しました。委員の半数以上は社外取締役とする指名報酬委員会の設置により、取締役の人事・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制を充実させていきます。

当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方については、コーポレート・ガバナンス報告書(Webサイト：<https://www.toyotires.co.jp/ir/library/governance/>)をご確認ください。

危機管理体制の強化

当社グループでは、「危機管理規程」に基づき、コーポレート統括部門が危機管理統括として、危機事象ごとに設置した危機管理責任者以下、危機管理体制を統括します。主な危機事象については、平時における当社グループにとっての潜在的な危機事象の評価・分析および危機事象の発生可能性を低減するための活動と、有事における被害・損害を最小限に抑え速やかに事業を復旧するための活動を取り決め、管理します。

※対象とする危機事象：災害・事故、品質、購買、法令違反、情報管理、労務、免震ゴム問題

株主・投資家との対話

当社は、年1回株主総会を、四半期決算ごとに決算説明会を開催しています。通期および中間の決算発表時には、経営トップから機関投資家や証券アナリストの皆さまに、業績動向や将来の展望、事業環境や市場の動きをお伝えしています。決算発表

TOPICS

新型コロナウイルス感染拡大の影響に対する当社グループの対応

2019年末から続く、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大に対して、当社でも危機管理規程に則り、2020年1月から緊急対策会議(2月からは緊急対策本部)を設置し、情報収集および対応方針の議論を重ね、対策の徹底に努めています。

当社グループは今回の新型コロナウイルス感染拡大の影響に対して、従業員およびステークホルダーの皆さまの健康と安全の確保および雇用の維持を最優先とした対策を実施しています。

従業員や来社される方への感染予防策の徹底はもちろん、日本国内においては働き方改革の一環で進めてきた在宅勤務制度の運用を拡大し、管理部門を置く事業所については原則閉鎖を実施しました。

またTOYO TIRE株式会社における2021年度新卒者採用活動は当初の予定通り継続的に実施しており、Web説明会やWeb面談・面接を通じて就職希望者とのコミュニケーション機会を創出、確保しています。

時以外にも、社長をはじめとするマネジメントクラスと機関投資家とのエンゲージメント機会を複数回設けました。また、機関投資家・証券アナリストの皆さまのそれぞれの関心事に対して、IR 担当者がお答えするコミュニケーション機会（個別取材対応）も四半期ごとに設け、当社グループの経営に対する理解促進を図っています。さらに海外機関投資家の皆さまからの増加する要請に対しても、サイレント期間を除き個別取材の充実や、カンファレンスへの参加を通じて、積極的に対応しています。

2019年度に当社 IR 担当者が対応した株主・投資家との対話機会は延べ 260社 360名以上ありました。また2019年8月に公表した当社グループの新たな成長戦略について、ボードメンバーによるスモールミーティングを2回開催し、機関投資家など延べ 22社 25名にご参加いただきました。株主・投資家からのご意見やご要望は、定期的に経営層および社内関連部門にフィードバックしています。

コンプライアンス

企業行動憲章と行動基準の浸透

TOYO TIREは、誠実に事業活動を行うためのグループ各社共通の行動原則として「TOYO TIREグループ企業行動憲章」を、そして役員・従業員一人ひとりが企業行動憲章を実践するために「TOYO TIREグループ行動基準」を定めています。なお、日本以外の地域のグループ各社では行動基準を指針として、各国・地域の法令や慣習などの違いを踏まえた独自の行動基準を制定しています。

当社グループの役員・従業員一人ひとりがとるべき基本的な

行動を定めた「行動基準ハンドブック グローバル版」を世界共通版(日本語、英語、ロシア語、ドイツ語、イタリア語、中国語、タイ語、マレー語、ポルトガル語の9カ国語に対応)として新たに作成・配布し、グループ全体への浸透とコンプライアンス強化に取り組んでいます。

内部通報制度の運用

当社グループでは 2006年度から内部通報制度を運用しています。日本国内の内部通報制度の窓口として「ホットライン相談窓口」を TOYO TIRE株式会社監査部、社外弁護士事務所、社外専門会社に設置しており、従業員のみならず、お取引先も利用することが可能で、匿名による通報にも対応しています。また日本以外では各拠点で相談窓口の設置を進めています。

腐敗防止の取り組み

当社グループは 2019年1月に「腐敗行為・贈収賄行為の防止に関するグローバル方針」を、同年2月に「贈収賄防止規定」を制定し、それぞれ運用を開始しました。2019年度は腐敗行為・贈収賄行為の防止に関する研修を行い、グローバル方針の浸透を行いました。また当社グループの関係会社全社に対して、腐敗行為および贈収賄行為のリスクに関するインタビューを実施しましたが、現時点でそれらの懸念事項は確認されませんでした。

当社グループは、健全な事業活動の基本として、公正性と透明性の確保に努めています。腐敗行為および贈収賄行為が発覚した場合、巨額の罰金や関係者の身柄の拘束だけでなく、取引中止や社会的制裁など企業価値を著しく毀損する危険性があることを認識し、腐敗行為・贈収賄行為の防止を企業の社会的責任の一つとして取り組みます。

TOPICS

2019年度コンプライアンス意識調査結果

※回答率 88.2% (2018年度 92.3%)

① コンプライアンスの推進活動の実施

この1年間にコンプライアンス意識向上の取り組みが1回以上行われた **97%**
(2018年度 96%)

② コンプライアンスの認知・理解度

コンプライアンスの意味について知っている **88%**
※TOYO TIREのコンプライアンス：単に法令遵守ではなく、法令や社内ルールを守り、高い倫理意識を持って行動する
(2018年度 87%)

③ コンプライアンスの定着度

自身が業務を遂行するにあたって、コンプライアンスを意識している **93%**
(2018年度 94%)

担当者コメント

ここ数年における従業員のコンプライアンス意識は、安定的に高い水準を維持しています。その反面、「コンプライアンスとは法令と社内ルールを守るのみと思っている」、「業務の困り事を相談できない」とする回答も一定数あり、さらなる意識向上を目指すためには、今までと視点を変えた取り組みが必要となってきています。今回の結果を踏まえて、各職場と連携しながら活動内容の検討を進め、より深いコンプライアンス意識の浸透に取り組んでまいります。

TOYO TIRE株式会社
コンプライアンス・リーガル本部
コンプライアンス推進部
川久保 利恵

